

電子カルテ導入準備のポイント

電子カルテ導入に向けたポイントをまとめています。
電子カルテ導入相談窓口と合わせてご活用ください。

電子カルテの導入について不安や分からないうことはありませんか？
電子カルテ相談窓口は導入準備に関するご相談をお受けします。

※個別の電子カルテ業者やシステムに関するご案内はできかねます。

東京都内における病院・医科診療所を対象

電子カルテ導入相談窓口

TEL : 0570-010318

受付時間：9：00～17：30
月～金曜日（祝日および12月29日～1月3日を除く）

FAX : 0570-020225

FAX送信の際は、必要事項をご記入ください。

- ・医療機関名
- ・医療機関住所
- ・施設種別（病院・診療所）
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・相談内容

※ご記入いただいた電話番号宛に折り返します。

※FAXの様式は、都HPにも掲載しています。

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/iryodigital/denkarusoudan

※TELとFAXは4月14日（月曜日）から開設

メール：下記URL又はQRコードからアクセスいただき
メール受付フォームからご相談ください。

<https://www.denkarusoudan.metro.tokyo.lg.jp>

メール受付フォームからの返信時のアドレスは、denkarusoudan@nihon-data.jpです。



※メールは4月21日（月曜日）から開設



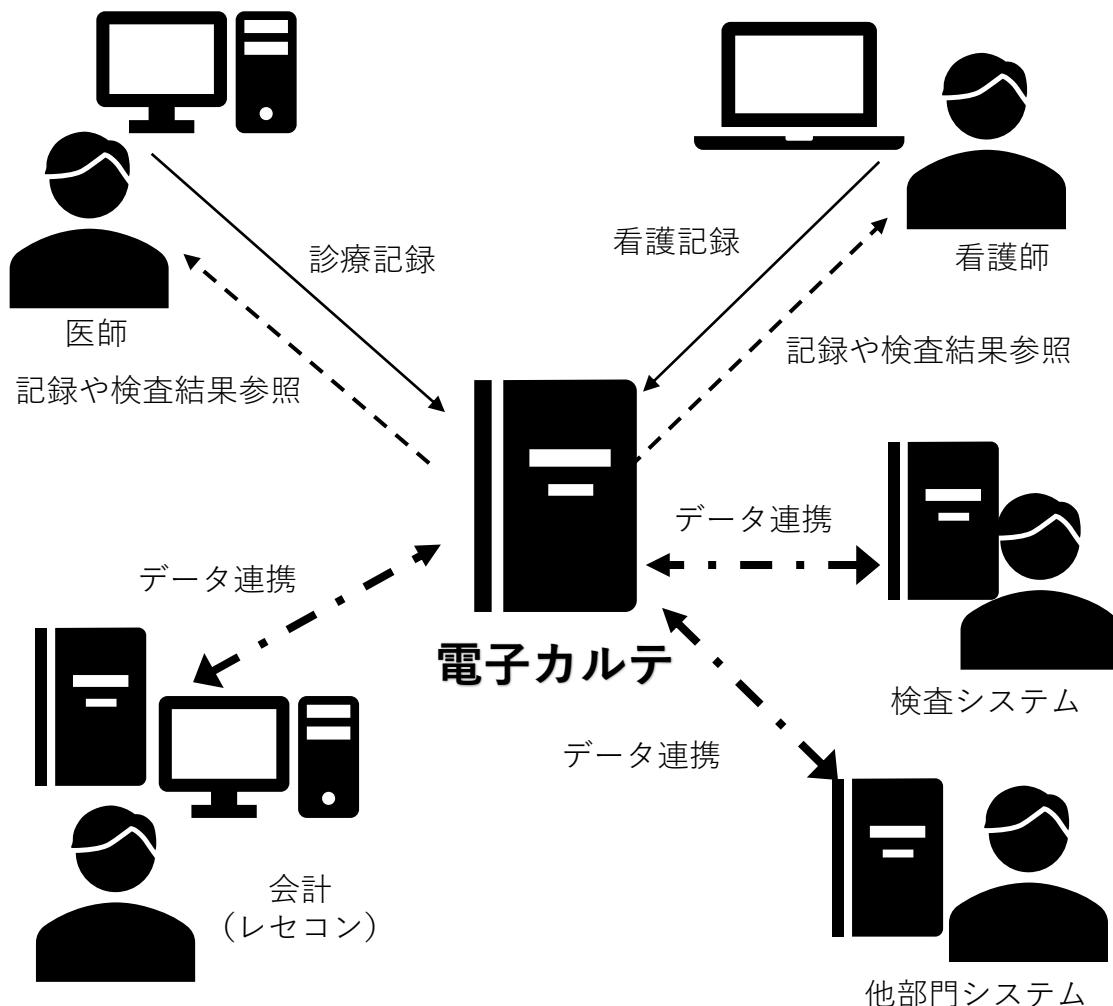
委託元：東京都 保健医療局 医療政策部 医療政策課

運営委託：株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター

Q.電子カルテとは？

電子カルテは、診療録や検査結果などの診療情報を電子化して保存更新するシステムです。

電子カルテを他部門システムと連携させることで、患者が受付してから会計するまでの情報を院内で共有することができます。



電子カルテにはオンプレミス型とクラウド型があります。それぞれの特徴についてはP2に記載していますのでご参考ください。

Q.電子カルテ導入により期待できる効果は？

電子カルテを導入すると様々な効果が期待できるとされています。

効果の例)

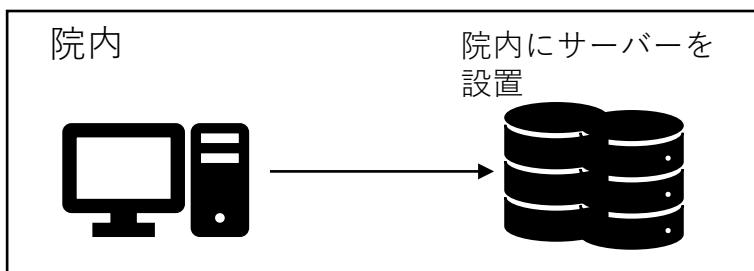
1. 患者の診療データの一元管理と共有ができます。
2. 適切な情報管理と検索ができます。
3. フィルムや紙などの消耗品の使用量を削減できます。
4. 診療録の保管場所を縮減できます。

Q.オンプレミスとクラウドって？

・オンプレミス型

オンプレミス型電子カルテとは、設備を院内で保有し、管理者自らがシステムを管理・運用する電子カルテのことです。

サーバーなどの設備を自前で用意する必要があるため、システム導入の際に調達費用などかかり、セキュリティ対策についても管理者自らが確保することとされています。



・クラウド型

クラウド型電子カルテとは、事業者がサーバーなどの設備を構築し、ネットワーク経由でサービスを提供する電子カルテのことです。

事業者のサービスを利用するため、サービス内容によって月額の利用料がかかり、セキュリティ対策についても事業者と連携しながら確保することとされています。



Q.電子カルテを導入するのにどのような準備が必要？

電子カルテ導入に向けた準備では、スムーズな導入と運用を実現するために、スケジュールの設定と必要なリソースの整備が重要です。以下に、一般的な流れと必要な事項をまとめました。

1 情報収集フェーズ



- ・現場のヒアリング
- ・目標設定・現状分析
- ・予算計画の立案

2 検討・契約フェーズ



- ・ベンダー選定
- ・システム設計

3 導入フェーズ



- ・システムテスト
- ・トレーニング実施
- ・トライアル運用
- ・ハードウェア整備

本番稼働

※各医療機関における電子カルテの導入に必要な期間は、システムの内容等によって異なります。

電子カルテでは様々な機器を使用します。運用にあわせて機器の準備をする必要があります。下記は機器の一例です。

(ベンダーと相談の上、機器を準備してください。)



パソコン
モニター



サーバー



プリンター



スキャナ



ルーター



ネットワーク環境



インターネット回線

Q.電子カルテのセキュリティ対策について

電子カルテなどの医療情報システム導入に当たっては、セキュリティ対策を適切に行なうことが重要です。

医療機関によって、組織体制（システム運用専任の担当者がいるかいないかなど）、稼働している医療情報システムの構成、採用しているサービス形態（オンプレミス型やクラウド型か）などの特性は様々であり、それぞれの医療機関の特性に合わせた対策を行いましょう。

対策の例

（厚生労働省「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」より抜粋）

1. 体制構築

- ・医療情報システム安全管理責任者を設置している。

2. 医療情報システムの管理・運用

- ・利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。
- ・退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。
- ・セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。

3. インシデント発生に備えた対応

- ・インシデント発生時に診療を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実施と復旧手順を確認している。

厚生労働省が医療情報システムの安全管理に関するポイントについて紹介していますので、詳細はHPからご確認ください。

（URL）https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html

Q.電子カルテにかかるコストとは？

電子カルテの導入にあたって、主に下記の3種類の費用を想定しておく必要があります。利用者数・規模＝PC台数・ライセンス数によって費用が増減しますので、事前にしっかりと検討を行うことが重要です。

・初期費用（イニシャルコスト）

電子カルテのソフトウェアや、PC、サーバー、ネットワーク機器の購入費用。PC設定や操作説明などの付帯作業。連携したい機器（レセコンや部門システム、モダリティ）との接続費用。

・運用費用（ランニングコスト）

電子カルテや購入した機器の保守サポート、ネットワーク通信など。

・更新費用

機器の買い替え。システム更新など。

Q.補助金はありますか？

東京都では医療DX推進のための様々な補助金があります。

・医療機関診療情報デジタル導入支援事業

電子カルテ導入のためのコンサルタント活用経費を補助。

・医療機関診療情報デジタル推進事業

電子カルテを導入・更新するための初期導入経費と医師の電子カルテ入力代行を行う事務作業者等の人件費を補助。

・医療機関診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業

電子カルテの運用に係るサイバーセキュリティ対策の強化に係る経費を補助。

・東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業

地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムの導入、更新経費、既存システムの改修経費、サーバーの無停電装置の整備等に要する経費を補助。

・医療DX人材育成支援事業

医療機関職員のIT・DXに関する研修受講経費や資格取得経費、研修受講などで職員不在中の代替職員雇用経費等を補助。

各補助金については、こちらにまとめて掲載していますのでご参考ください。

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/iryodigital

各補助事業の補助対象、補助金額については下記問い合わせ先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】担当：医療政策課（医療改革推進担当）電話：03-5320-4448

(参考) 医療DXに関する国の動向

・医療DXとは

国は、医療DXとは、保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤（クラウドなど）を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることと定義しています。

・医療DXが目指すもの

国は、医療DXは、医療分野でのデジタル・トランスフォーメーションを通じたサービスの効率化や質の向上により、①国民の更なる健康増進、②切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5点の実現を目指すものとしています。

・医療DX 3本の柱

医療DXの実現に向け、国は「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、①全国医療情報プラットフォームの創設、②電子カルテ情報の標準化等、③診療報酬改定DXを3本の柱とし、取組を進めています。

(参考) 全国医療情報プラットフォームとは

オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームをいいます。

（参照：厚生労働省「第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料について」資料から）

このプラットフォーム構築に関する国の取組の中から①電子カルテ情報共有サービス②標準型電子カルテ③電子処方箋を紹介します。

① 電子カルテ情報共有サービスとは

「全国医療情報プラットフォーム」の仕組みの一つである、電子カルテ情報共有サービスは、全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための仕組みです。

提供するサービスは次の4点です。

1. 診療情報提供書を電子で共有できるサービス。（退院時サマリーについては診療情報提供書に添付）
2. 各種健診結果を医療保険者及び全国の医療機関等や本人等が閲覧できるサービス。
3. 患者の6情報※を全国の医療機関等や本人等が閲覧できるサービス。
4. 患者サマリーを本人が閲覧できるサービス。

※傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査、診療情報提供書等に記載された処方

② 標準型電子カルテとは

電子カルテの普及が進んでいない200床未満の中小病院または診療所を対象とした電子カルテで、令和8年度本格実施に向けて国が開発を進めています。標準規格に合わせたクラウド型の電子カルテで、必要最小限の基本機能を搭載し、民間事業者等が各施設のニーズに応じたオプション機能を提供できるような構成を目指しています。

③ 電子処方箋とは

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックなどを行えます。

【参照：厚生労働省HP「医療DXについて」
(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/iryoudx.html>】



石油系溶剤を含まない
インキを使用しています。

リサイクル適性 A

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。